



# 議会だより

News from koshimizu town assembly

## 第5回町議会定例会

第5回定例会は9月15日に開会し、町長からの行政報告のほか、5議員の一般質問と意見書案、条例改正や補正予算などを審議・可決し閉会しました。

今月号では、第5回定例会における審議事項についてお知らせいたします。

### 意見書

可決

議員から提出された2件の意見書案について審議の結果、原案のとおり可決し、関係大臣等に提出しました。

件名	要旨	提出先
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	<p>林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図るため、国に以下の事項の実現を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。</li> <li>2. 公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。</li> <li>3. 「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣</li> <li>・財務大臣</li> <li>他</li> </ul>
介護報酬の再改定を求める意見書	<p>平成27年4月より実施された介護報酬の改定は大幅なマイナス改定となった。誰もが安心して利用できる介護制度の実現のため、次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すことを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣</li> <li>・厚生労働大臣</li> <li>他</li> </ul>

昨今の社会情勢を勘案し、議会における欠席の届け出の取り扱いに、出産の場合の欠席の届け出について規定を加えるものです。

(平成27年10月1日施行)

小清水町議会議規則の改正

### 規則

可決

#### ▽補正予算

#### ▼一般会計

廃棄物処理場の火災に係る現況復旧工事費及び海区漁業調整委員会委員選挙に要する費用の追加計上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、59,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,757,474千円としたものです。

### 専決処分

承認

## 条例

可決

### 小清水町個人情報保護 条例の改正

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人情報取扱いを明確にするため、より厳格な取扱い規定を加えるものです。

(平成27年10月5日施行)

### 小清水町特別養護老人 ホーム条例の改正

### 小清水町介護保険条例 の改正

特別養護老人ホーム愛寿苑の移転改築に伴い、施設所在地及び入所定員を改正するものです。

(平成27年11月1日施行)

### 小清水町手数料条例の 改正

マイナンバー制度の導入に伴い、通知カード等の再交付手数料の規定を追加するものです。

・通知カード再交付

(平成27年10月5日施行)

・個人番号カード再交付

・住民基本台帳カード交付の終了

(平成28年1月1日施行)

## 規約

可決

### 北海道市町村職員退職 手当組合規約の変更

### 北海道町村議会公務災害 補償等組合規約の変更

### 北海道市町村総合事務 組合規約の変更

加入している団体の脱退及び新規加入に伴う変更です。

(総務大臣許可の日施行)

## 人事

同意

### 教育委員会委員

平成27年9月30日をもって任期が満了する教育委員会委員の再任に同意しました。

### 教育委員会委員

更科 明美 氏

## 決算

決算審査  
特別委員会  
付託

平成26年度各会計歳入歳出決算について、議長及び監査委員を除く8名で構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会において審査することとなりました。

▼委員長 林 幸雄 議員

▼副委員長 八木勝正 議員

## 補正予算

可決

### ▼一般会計

歳入歳出それぞれ50,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,808,056千円とするもので、主な補正内容は右表のとおりです。

補正科目	補正額	主な補正内容
総務費	4,791千円	通知カード・個人番号カード関連事務負担金 など
民生費	157千円	国・道支出金返還金 など
衛生費	39,954千円	旧中斗美小学校校舎等解体工事請負費 など
教育費	5,680千円	町民プール整備工事請負費 など
合計	50,582千円	

### ▼介護保険特別会計

#### 〔保険事業勘定〕

歳入歳出それぞれ1,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ458,768千円とするものです。

### ▼後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ117千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83,017千円とするものです。

## 一般質問

### 介護保険利用者負担 軽減事業について

問 工藤孝一 議員



工藤 孝一 議員

平成12年4月にスタートした介護保険法は、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的にして創設され15年が経ちました。

本町では、社会福祉法人等による負担軽減と特別対策利用負担軽減事業を実施してきましたが、サービス提供事業者の増加と特別養護老人ホームの新施設の供用に合わせて、低所得者の利用負担軽減が必要です。

軽減対象サービス要件に社会福祉法人以外の法人や社会福祉法人等による利用者負担

軽減制度の対象サービスに加え、介護予防等も含める必要があります。

軽減率では、社会福祉法人が行うサービスでは、国の基準に町独自に上乘せを図るべきだと思いますが、所見を伺います。

答 林 直樹 町長

ご質問は、現行の社会福祉法人等による介護サービス利用者負担軽減事業に、社会福祉法人等以外の事業者もその対象要件に加え、また、対象となるサービスに介護予防事業を含め、国の軽減基準に町独自の上乗せをした軽減措置に拡充すべきとの内容かと思えます。

まず、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度ですが、税法上の優遇措置などを受ける社会福祉法人等は、その社会的役割に則って、法人自らの負担により介護サービス利用者を負担を軽減し、その一部を公費により助成する制度であり、軽減総額の二分の一を超える額は、当該法人が負担

しなければなりません。

つまり、同制度の運用には、事業者に対応の負担が生じるため、仮に、一般法人等を対象とした場合では、税法上の優遇措置等のない中で、事業者負担のみ大きくなることから、その運用には至らず、町独自の軽減率の上乗せも、社会福祉法人等が行うサービスを利用できる方のみが、更なる負担軽減を受けられるという実態が生じ、現実的なものとは考えられません。

どの事業所のサービスを利用しても平等な負担軽減を受けられる制度とするためには、社会福祉法人等による軽減制度によらず、利用者負担の軽減分を全て町単独で賄う制度としなければならず、そのためには相応の財源が必要となり、結果、保険料等に更なる負担を求めることになりかねません。

低所得者の負担軽減には、この他にも、利用者負担では、高額介護サービス費や、特養などの介護保険施設における特定入所者介護サービス費により、一定額以上の負担が生

じないよう措置されていますし、保険料軽減では、第2段階層にて、基準額に対する割合を独自に0・1引き下げなどの措置を講じているところです。

町としては、これらの負担軽減制度の中で、一定の負担があっても受けられる介護サービスが、利用者にとって、より良いサービスとなるよう、提供事業者等の協力を得ながら、介護保険事業を推進して参りたいと考えますのでご理解をお願いします。

なお、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業の対象には、介護予防サービス事業も含まれており、総合事業への移行後も、保険給付と同様の自己負担割合のものを対象とする措置がとられておりますのでご承知おき願います。

再問 工藤孝一 議員

確かに事業者の負担も増えるかもしれませんが、そのような中で、斜里町は居宅サービスや施設サービスなどに対

し、非課税世帯に限りですが、50〜70%の負担軽減を数年前から実施していますし、網走市では、社会福祉法人以外のNPOや株式会社も含めて、市の一般財源で利用者負担軽減に取り組んでいると聞いています。

このような近隣の取り組みのように、もう一歩踏み込んだ軽減対策や、新愛寿苑の居室料の軽減対策も含め再度協議してほしいと強く思いますので所見を伺います。

答 林 直樹 町長



林 直樹 町長

先程も答弁したとおり、社会福祉法人等による軽減制度を一般法人等に運用を広げることが現実的でないと考えています。

しかし、保険料やサービス

料が低所得者の方々の負担に  
なつて、サービスの利用を控  
えるような事がおきないよう  
に対策は必要です。

そのため、平成29年度より  
介護予防を含む訪問介護、通  
所介護サービスは、介護予防  
日常生活支援総合事業へと移  
行し、市町村が独自にサービ  
スを提供していく仕組みにな  
りますので、この制度を組み  
立てる中で低所得者の費用負  
担のあり方や必要に応じた軽  
減制度の設計などを充分研究  
し、安心してサービスが利用  
できる仕組みを検討していき  
たいと考えています。

再々問 工藤孝一 議員

平成29年度以降の新総合  
サービスからでいいのですか。  
今年、愛寿苑が新設、供用  
されるのですから、期間をお  
かずに、ぜひ検討して欲しい  
ので再度伺います。

答 林 直樹町長

近隣市町の事例がありまし  
たが、私は、町の老人福祉費  
全体としてとらえて欲しいと  
思います。

例えば、小清水町では、敬  
老祝金や温泉入湯券を支給し  
ていますが、近隣にはありま  
せん。

愛寿苑も11月から入居が始  
まり、施設整備等の費用負担  
もかかっています。

老人福祉に対する費用全体  
で検討し、ご理解をいただき  
たいと思います。

質問は要約されています

議会だよりは、紙面の都合により、  
質問・答弁の内容を要約しています。  
詳細については、議会事務局へ  
お問い合わせください。  
TEL 0152-62-4477 (直通)

全国学力テストによる  
平均点競争について

問 工藤孝一 議員

文部科学省は8月25日、全  
国の小学6年生と中学3年生  
を対象に実施した2015年  
度「全国学力・学習状況調査」  
の結果を発表しました。

道教委は今回の結果を受け、  
「いまだ多くの教科で平均点  
を下回り、そのうち3教科で  
全国との差が広がっているこ  
とから、こうした状況を厳し  
く受け止め、なお一層の努力  
が必要と考えています」との  
コメントを発表しました。

学力テストが求める、早く、  
正確に回答することが授業の  
中で優先され、本来人間的成  
長が期待されるべき学校が息  
苦しい競争社会の縮図になっ  
ていると思います。

学力テストのあり方は見直  
されるべきだと思いますが、  
所見を伺います。

答 渡邊 等 教育長



渡邊 等 教育長

年度の学力・学習状況調査の  
結果を見た中では確実に学力  
の向上が図られてきていると  
判断しています。

この結果については、家庭  
学習の充実を図るために児童  
生徒の保護者にもしつかりお  
伝えするとともに、調査結果  
の公表にあたっては、各調査  
問題別、領域別に示すレー  
ダーチャートを基本とし、分  
析結果や改善方を示すこと  
としていますが、平均正答率  
については、小・中学校の序  
列化や過度な競争が生じない  
ようにするなどの観点から一  
般への公表は行わないことと  
しています。

なお、児童生徒は学力だけ  
ではなく、社会で生き抜いた  
ために体力・運動能力の向上も  
大切なことと考えております  
ことから、今後もスポーツ少  
年団の育成や学校の部活動の  
推進を行って参りますのでご  
理解いただきたいと思います。

※ 悉皆調査

調査対象のすべてに対  
して行われる調査のこと

教育委員会としては、児  
童・生徒が今後、社会へ出て  
生きる力を養うためにもこの  
学力・学習状況調査及び生活  
関連児童・生徒質問調査は大  
切であると考えています。  
小清水町の児童生徒は、本

**再問**

工藤孝一 議員

今、教職現場は教科の時数が増えたりして大変忙しく、また、子供たちはテストの点数に非常に敏感だと聞いています。

そのような中、先生方が子供たちの悩みや心の叫びを受け止めることができるようなゆとり環境教育づくりが大切だと思います。

そのためには、少人数学級や教員定数の増など、教育条件整備と、地域住民との一層の連携が大事ですし、子供たちの学ぶ意欲、能力、個性を引き出す教育が、今求められていると思います。所見を伺います。

**答**

渡邊 等 教育長

テストは学力の競争ではなく、結果を検証、分析しながら課題を見つけ、子供たちに分かりやすく教えていくことに役立てています。

確かに、今の学習指導要領は時数が多く、子供たちも大

変ですが、先生方も一生懸命教育してくれています。

少子化で小清水町も学級数が減り、先生の定数配置も減ってきますが、このような中で、小中学校が連携し、一貫教育という新たな教育づくりを進めていきたいと考えています。

**小清水高校の募集停止に伴う、来年度からの支援策について**

**問**

八木勝正 議員



八木勝正 議員

平成30年に小清水高校が開校になるにあたり、来年度から募集が停止されます。

したがって、進学を希望する小清水中学校の生徒は、町外の高校に通学しなければなりません。その支援策について伺います。

小清水町教育委員会のホームページの「平成28年度募集停止について」という記事の中

に、「募集停止以後における支援に關しましては、北海道教育委員会が実施している補助制度の活用を行うとともに、町の支援策につきましては全道的な支援の状況などを参考としながら今後検討して参りたい」とありますが、通学支援は進路を決める上で重要な条件の一つとなりますので、現段階での具体的な考えを伺います。

また、北海道の補助制度の中に自家用車での通学に対する助成制度が含まれるのかどうかも合わせてお聞きいたします。

**答**

渡邊 等 教育長

道立高校募集停止に伴い、北海道では遠距離通学等への通学費や下宿費にかかる経済的負担を軽減し、生徒の就業機会の確保に努めることを目的として、閉校後の学生への支援を行っており、小清水町から同じオホーツク東学区内

の高校に通学等する場合には募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまでの5年間、実際に負担している金額の一万円を超える額については通学費等の補助があります。

また、小清水町から近隣の高校へ通学する生徒への補助制度として、斜里高校は車両燃料費三分の一の定額助成を斜里町で行われており、また清里高校の通学に対しては、今後、清里町で支援策が決定されると聞いています。

小清水町としては、今後も道の現行の補助制度における所得制限や5年間の補助期限の問題について引き続き北海道教育委員会へ要望して参りたいと考えています。

なお、北海道の補助制度に自家用車での通学に対する助成制度が含まれるかについては、道の通学費等補助金交付要綱の中で、通学費は定期乗車券購入費に限るとしていることから、自家用車での通学は助成の対象になりませんのでご理解いただきたいと思います。

**再問**

八木勝正 議員

支援策の中で、私が一番懸念しているのは通学手段です。

近隣市町への公共の交通機関が少ないので、通学手段が無ければ、進路を決めるのに非常に困ると考えます。

最悪、通学手段が無いために進学ができない方もいないとは言いません。

通学の手段、また自家用車の送迎に対する対策について再度伺います。

**答**

渡邊 等 教育長

網走方面はJR・バスがありますので、道教委の補助制度を利用できますが、所得制限があるので対象にならない家庭もでてくると思います。

また、清里町では、清里高校の存続維持のため、多くの子供たちが清里高校に進学することを期待し、バスの運行や自家用車の助成を検討しているようなので、教育委員会からも支援策を強く願っています。



再々問

八木勝正議員

数年前に町の合併について議論した際、本町は自主自立で進め、広域連携できるものは連携していきたいという事だったと思いますが、まさしく今回の通学手段は、広域連携で進めるべき案件だと思います。

次年度の進学に向け、11月

までには方向性を決めなくてはならないと思いますので、ぜひ連携をとって、早く保護者の皆さんにも情報提供をしてほしいと考えますが所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

清里町には、教育委員会からだけでなく、町全体で要望してもらえよう努力したいと思っています。

また、高校が閉校になった他市町の支援策には、道教育の補助制度の期限措置終了後に単費で支援しているところもあり、本町も道教委からの補助が終了した5年目以降の

支援策が重要と考えています。

これからも、所得制限や5年間の期限措置撤廃について強く要望していきたいと思えますのでご理解願います。

保護者と学校の連絡協議について

問

中村俊之議員



中村 俊之 議員

小中一貫教育について、保護者から教員に対し、質問が寄せられています。現場の教員は情報が少なく、十分な対応が出来ていないと聞いています。

このような現状から、学校長と教員と保護者間の連絡協議が十分されていないと思われれますが、このような学校運営の現状について、どのように思われるのか教育長の所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

小中一貫教育に向けての協議は、小・中学校の校長、教頭、教務主任のほか関係する教職員により構成する「義務教育学校教育課程準備委員会」を6月に設置し、その中で小中一貫教育実施に向けての9年間の教育課程をどのようにつなげるか、また学習体制や諸課題について検討しているところです。

この準備委員会は現在まで2回協議を行い、本日第3回目の準備委員会が開催されると聞いていますが、その内容について現段階では決定した事項等はないことから、一般教職員にも、また保護者の皆さまにもお伝えできる状況にありません。

このようなことから、保護者からの教員へのご質問等にはお答えできないこともあると思いますのでご理解いただきたいと思えます。なお、現在、義務教育学校教育課程準備委員会で検討がされている内容が決定しまし

たら、直ちに学校だより等を通じてお知らせしていきます。いずれにしても、小中一貫

学校の設置に向けては、教育委員会と学校が一体となって保護者の皆さまに周知し、ご理解いただきながら進めていきたいと考えています。

再問

中村俊之議員

過去の経過では、平成21年から小中一貫の話があがり、23年度から3年間小中ジョイントプロジェクト事業の指定を受け、26年度からは小中連携一貫教育実践指定校のモデル事業を進めてきた中で、学力向上、中1ギャップの対応、教員の資格問題など、データの蓄積や集約はできているのでしょうか。

また、今後の小中一貫教育についてどのように周知していくのか、保護者のみならず町民を対象にパブリックコメントを求めるなど、広く町民の声を聞くべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

答

林 直樹町長

教育長からも説明がございましたが、小中一貫教育に向けて、今学校で検討に動き出したばかりです。

保護者の方々は色々心配されていると思いますが、今の段階では止む得ないと思います。

長年の6・3制を変更するということは、保護者や一般町民の方々も色々悩まれている事だと思えますので、学校だよりだけではなく、様々な方法で理解をいただいたうえで進めるべきだと思います。

議会を傍聴してみませんか

事前申し込みなど面倒な手続きはありませんので、お気軽にお越し下さい。傍聴をご希望の方は2階議場傍聴席へお入り下さい。

【お問い合わせ先】  
小清水町議会事務局 ☎ (62) 4477 (直通)

再々問

中村俊之議員

小中一貫教育は明確にいつから実践するのですか。

未だに説明できない事が多い状況であるならば、従来どおりの教育方針で様子をみることも可能だと思います。

安心して任せられる教育環境づくり、従来の教育方針と現状見直し、教育委員会、校長、教員、保護者が連携し、町民の理解が得られる体制をつくっていくべきだと思います。すが所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

先程質問された、これまでの事業実績については、かなりの成果が認められています。小中一貫教育の開始の年度はまだ決まっていませんが、今後十分保護者、地域に説明し、理解を得ながら新しい教育づくりに邁進したいと思えますので、ご理解いただきたいと思います。

小清水町郷土資料館の利用について

問

槻間善高議員



議員 槻間善高

郷土資料の保存と活用観点から旧旭野小学校を活用された事は良いことですし、この資料館を積極的に活用すべきと思います。

小学生や中学生の授業の中に取り入れ、小清水町の開拓の歴史や先人の苦勞を学んで欲しいと考えますが、教育長の所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

小清水町郷土資料館は平成24年度の小学校再編に伴い、旧旭野小学校を活用し、閉校後の各小学校の貴重な資料と石造り倉庫等に展示公開して

いた農業・林業の関係資料、生活用具、昔の町の様子の写真パネル、遺跡、昆虫標本等、数多くの資料を公開しています。

平成25年7月の開館からの来館者数は、平成25年度の公開利用者は延べ282名、平成26年度も延べ285名と多くの町民の皆様にご来館いただいています。

ご質問の小・中学生の授業での利用については、毎年、小学校4年生が社会科の郷土史学習の中で郷土資料館を見学し、昔の人々の暮らしや、まちづくりの歴史を学び、先人の苦勞を知る機会となっております。

中学生は、郷土史が教科とはなっていないことから授業での利用はありませんが、今後、授業以外の機会に利用することが可能かどうか中学校とも協議していきたいと考えています。



再問

槻間善高議員

小学4年生が見学に来ていいることは大変良いことだと思いますが、時期的な事をいうと、年の暮れの寒い時期に暖房のないところでの学習と聞いています。

暖かい時期に、資料館の庭を利用した野外学習をしたり他にも多くの方々に見てもらう機会をつくるのが大切ではないかと思えます。

それによって資料館周辺が活性化され、施設や道路の整備もしやすくなると思います。すが所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長

小学校のカリキュラムの関係で寒い時期に組まざるを得なかつたようですが、学校には校長会を通じて実施時期を検討してもらえようをお願いしたいと考えています。

また、郷土史保存会の皆さまには管理の他に来館する方への説明もしていただき、非常に感謝しております。

今後出来る限り、環境整備に努め、小清水の郷土史資料を大切に保管しながら公開できるように努力していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

空き家等の解体にかかる助成金増額について

問

森 浩 議員



議員 森浩

先の6月定例会で空き家、老朽家屋対策についてお尋ねしましたが良い方法が見つからないとの事でした。

過日、町内視察をしたところ、空き家、早晚老朽化が進み対策が必要になる家屋が23棟ほどあります。

現在施行されている、住宅リフォーム等助成事業の解体事業についての助成金の増額を検討してはいかがでしょうか所見をお伺いします。

答 林 直樹町長

住宅リフォーム等助成事業は、小清水町独自の事業として、町民の皆さまが安心して住み続けられる居住環境の向上と地元経済の活性化を目的に、平成22年度から平成28年度までの時限措置として取り組んでいる事業です。

助成額は事業費の三分の一以内で、30万円を助成限度額として、平成27年8月末の利用実績は318件で、その内訳は、住宅の新築が15件、増築を含む改修が264件、解体は39件となっています。ご質問の解体にかかる助成額の増額を検討してはどうかとのことですが、39件の利用実績があり、公平性の観点からも増額することはできないと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

再問 森 浩議員

増額が無理であれば他の方法を議論して欲しいと思います。

他町では、解体する費用の借入金の利子補給をしたり、業者の斡旋をしているところもあると聞いています。もう少し前向きに対応して欲しいと思いますが所見を伺います。

答 林 直樹町長

先程の質問にあった23棟については、私も検討し、その内、本当に危険と判断した家屋は6棟ありました。更に、その6棟のうち、5棟は町外の方が所有しているので補助金額を増額しても補助の対象にはなりません。また他町の事例については本町では対応しかねますが、町として何も考えていないわけではありませんので、今後もどのような対策が良いのか引き続き検討していきたいと思えます。

再々問 森 浩議員

町外の方に補助制度が適用されないことは承知していますが、そこまで対象にすべきとはいいません。

町民に対し解体や補修を促す一つの糧として、今のうちから対処した方が良いと思いますので再度伺います。

答 林 直樹町長

先程も答弁しましたが、今までに補助制度を利用した方との整合性や残り2年の時限措置の中で、補助額を増額することは適当ではないと判断しています。

町内の所有者とは、担当課長が直接連絡をとり対応していますが、解体費用が相当かかるので、多少の補助額を増やしたところでなかなか実行してもらえないのが実態であることをご理解いただきたいと思えます。

## 除排雪の運行について

問 森 浩議員

近年、異常気象による大雪吹雪が町民生活を脅かしています。

又、除雪業者の方には大変ご苦勞をお願いしています。除雪にかかる玄関先等の置き雪の問題ですが、一人暮らし、高齢者の方々には大変な重労働になっています。

この問題について運転手も含む除雪業者の方、自治会役員の方々との事前打ち合わせなどの経緯があれば伺います。

答 林 直樹町長

近年、異常気象ともいえる豪雨や豪雪といった被害が各地で発生し、比較的災害の少ないオホーツク地域でも、ここ数年、猛吹雪による交通網の寸断が頻繁に発生するなど、住民生活にもおおきな影響が生じています。

再問 森 浩議員

ご質問の除排雪に関しての自治会等との事前協議については、特に除排雪の問題を取り上げて打ち合わせをしたことはありませんが、核家族化や少子高齢化の進展といった社会構造の変化に伴って、少子高齢社会を見据えた雪対策も重要であると考えますので、近々に市街地の自治会長の皆様に集まっていたいただき、課題解決に向けた協議の場を持ちたいと考えています。

除排雪作業が遅れると、町民の方々の苦情の声が聞こえてきます。

広報等を利用して、町内の除雪計画を掲載するなど、町民の理解を得て欲しいと思います。

また、ボランティア協会等で除雪ボランティアについて議論することも一つの方法だと思えますが、所見を伺います。

答 林 直樹町長

除排雪に関するご意見は、町にも届いていますし、実情も承知しています。

また、除雪ボランティアについては、社会福祉協議会を通じて、自治会の方々が協力してくれています。

議員からご指摘があった除雪車を通った後に、家の玄関前に残される雪の対応も含めて、自治会や社会福祉協議会、委託事業協同組合等の関係者の方々と検討し、良い方法を考えていきたいと思っております。ご理解願います。



まめ知識

◆決算審査特別委員会

とは・・・

決算が議会に提出された時に、その審査のために設置される特別委員会です。

9月定例会に、町から前年度の一般会計及び各特別会計の決算認定案が、監査委員の審査意見書を付けて提出されます。

それに対し、議会は議長と監査委員を除いた全議員で構成される「決算審査特別委員会」を設置し付託します。

委員長は、議会閉会中に特別委員会を開催し、町の予算が無駄なく使われたか、また事業の成果など、適正に執行運営されているかを審議します。

審査結果は、12月定例会に報告します。

議会日誌

9月1日～10月31日

【9月】

6日 小清水消防防災訓練  
10日 小清水町敬老会

総務文教常任委員会  
議会運営委員会

14日 ジャガイモシロシストセン  
チュウ緊急対策本部会議

15日 議会運営委員会  
第5回町議会定例会

28日 経済厚生常任委員会  
議会改革特別委員会

【10月】

2日 興部町議会合同常任委員会  
行政視察来庁

6日 総務文教常任委員会  
くらしの安全住民大会

9日 斜里地区消防組合議会  
臨時会（斜里町）

18日 経済厚生常任委員会  
特別養護老人ホーム

19日 愛寿苑落成式  
議会報編集特別委員会

20日 議会改革特別委員会

北網ブロック議会議員  
研修会（大空町）

27日～28日  
オホーツク圏活性化期成会  
秋季要望（札幌市）

会議録を閲覧することができます

ホームページ及び図書館において町議会本会議の内容がすべて記載されている会議録を閲覧できます。

また、議会だよりは、ホームページでも見ることができます。

<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/gikai/>

「小清水町議会」で検索できます。

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- 編集 議会報編集特別委員会
- 委員長 槻間 善高
- 副委員長 工藤 孝一
- 委員 林 幸雄、森 浩、八木 勝正、中村 俊之

記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

議会事務局 電話 0152-62-4477（直通）